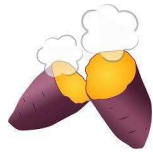


回 覧 平成28年11月15日（三股町）代表 ☎ 52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分 類】 | 【No.】 | 【内 容】 |
|-----------------|-------|------------------------------------|
| ①募 集 | 1 | ◆「家内労働（内職）情報」をお知らせします |
| ②催 し | 2 | ◆「第113回みまたん駅前よかもん市（朝市）」を開催します |
| ④お知らせ | 2 | ◆障害者・高齢者住宅改造費用の一部助成を行います |
| | 3 | ◆「平成29年度三股町就学援助希望者」の申請を受け付けます |
| | | ◆「都市再生整備計画事業（東西三股地区）」の事後評価原案を公表します |
| | 4 | ◆町内の事業主の皆さんを特別徴収義務者に一斉指定します |
| | | ◆冠婚葬祭互助会の積み立てに関するトラブルにご注意ください |
| ⑤保健と福祉
（子ども） | 5 | ◆保育園などの入園受付が始まります |
| ⑥保健と福祉
（一 般） | 6 | ◆「潜在介護福祉士復職支援セミナー」の受講者を募集します |
| | | ◆「障がい児者連絡協議会 福祉講演会」を開催します |
| | 7 | ◆「ギャンブル依存症者の家族のつどい」を実施します |



- | 【分 類】 | 【No.】 | 【内 容】 |
|----------|-------|--------------------------------|
| ⑦保健と福祉 | 7・8 | ◆高齢者のインフルエンザ予防接種費用を助成します（高齢者） |
| ⑧農林畜産業関連 | 9 | ◆12月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします |
| | | ◆毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒」の日です |
| | 10 | ◆高病原性鳥インフルエンザを予防しましょう |
| ⑨相 談 | 10 | ◆町福祉・消費生活相談センター「無料法律相談」を実施します |
| | 11 | ◆「行政相談」を実施します |
| | | ◆「無料法律相談」を実施します |
| | | ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |



① 募 集

◆ 「家内労働（内職）情報」をお知らせします

県の就職相談支援センター（家内労働相談窓口）では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

さまざまな仕事の情報を提供していますので、ぜひご利用ください。

◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください（希望する家内労働の募集が終了している場合もあります）。

電話での相談も受け付けています。気軽にお問い合わせください。

◎事業所の人へ

家内労働に適したお仕事はありませんか？

★データ文字入力・部品組み立て・刺しゅう・編み物などの経験者、ワープロ・エクセル・ワードなどの資格を持った人も登録しています。

★ボタン付け・糸切り・ラベル貼り・宛名書き・アクセサリ作り・データ入力・箱組み立て・部品組み立てなどの内職や短期間の内職も受け付けています。ぜひ「就職相談支援センター」をご利用ください。

募集中

【仕事の内容など】

<仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります>

仕事の内容	委託地域	工 賃
プラスチック製品のバリ仕上げ（検査、組み立て他）	三股町、都城市	作業内容による
学生服まとめ（まつり縫い、スナップ付け他）	三股町、都城市、財部町、末吉町	30円～50円/着
人形の絵付けなど	三股町、都城市とその近辺 高原町、小林市内一部地域	10円～50円/個
縫製後の糸切りまとめ作業（ループ、まつり縫い、ボタン付け、肩パット付け）	三股町、都城市とその近辺	4円～ (宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃に準ずる)
自動車用ハーネスのサブ作り	A：三股町、都城市とその近辺 B：三股町、都城市	A・Bともに 4円～20円/本
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	2万円～ 4万5千円/反
学生服ミシン縫製	三股町、都城市とその近辺	30円～140円/着

※11月1日現在

■相談日：月曜日～金曜日（祝日を除く）

■相談時間：午前9時～午後5時

※お問い合わせは、

都城就職相談支援センター（都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内）
（☎・ファクス：25-0300）をお願いします。

☆詳しくは県のホームページをご覧ください。

宮崎 内職

検索



② 催し

◆「第113回みまたん駅前よかもん市（朝市）」を開催します

期 日	11月27日（日） 【毎月第4日曜日開催】 ※雨天でも開催します（荒天中止） 雨の場合、店頭軒下と店内奥コミュニティ室で行います。
時 間	午前8時～10時30分ごろ
場 所	町物産館「よかもんや」前駐車場 （JR三股駅東隣）

今回の朝市は、大人気イベント『花の寄せ植え体験』を企画中！
毎回、人気の商品や朝市でしか買えない限定商品がたくさん販売されます。
さらには、「朝市で使える商品券」がもらえるポイントカードや、出店者から提供された商品が当たるお楽しみ抽選会も行います。
毎月第4日曜日は朝市会場で朝食を取りませんか？たくさんのご来場を心からお待ちしています。

●商品券がもらえるポイントカードを発行します

買い物をするともらえるポイント引換券を持ってポイント引換所にお越しください。引換券1枚で1ポイントがもらえます。20ポイントためると朝市で使える500円分の商品券と交換します。

●お楽しみ抽選会は午前10時ごろから開催します

ポイント引換所で、抽選券をもらうことができます。

抽選券は1人につき1枚までです。

※雨の場合、抽選会を行わない場合があります。ご了承ください。

●大人気！『花の寄せ植え体験』

先着50人限定 参加費 500円

詳細は、チラシまたは、町物産館「よかもんや」までご確認・お問い合わせください。

※ごみ減量化のため、マイバッグ持参を推進しています。ご協力をお願いします。

※新規出店者も募集しています。

※イベントなどは変更になる場合があります。詳細は町物産館「よかもんや」へ

■主催 みまたん駅前よかもん元気会

※お問い合わせは、町物産館「よかもんや」

☎：52-3131 にお願ひします。



④ お知らせ

◆ 障害者・高齢者住宅改造費用の一部助成を行います

自宅で日常生活を営むことに支障がある障害者と高齢者に対し、より快適な生活を営むことができるように、住宅を改造する費用の一部を助成します。

■ 対象者

○障害者……身体障害者手帳1級～3級を持つ人（障害部位の限定あり）
高齢者……65歳以上で、介護保険で要支援または要介護に認定された人

○生計中心者の所得税7万円以下

○税の滞納がないこと

■住宅改造の内容

居室、浴室、洗面所、便所、玄関、そのほか特に必要と認められる場所（増築・新築、以前に助成を受けた人は助成対象外）

■補助金の額

・1件につき限度額20万円

・障害者住宅改造事業と高齢者住宅改造事業を併用した場合は合計40万円が限度です。

対象者の属する世帯の段階区分	助成割合
生活保護法による被保護世帯	100%
所得税の非課税世帯	90%
生計中心者の前年所得税課税年額が7万円以下の世帯	60%

※詳しくは、福祉課までお問い合わせください。

■申請受付期間

11月15日（火）～12月5日（月）

※予算がなくなり次第終了しますので、希望する人は早めにお申し込みください。

※高齢者の場合は、担当するケアマネージャーや地域包括支援センターに相談後、申請してください。



※お申し込み・お問い合わせは、

障害者……社会福祉係（1階 ⑥番窓口）☎：52-9061（直通）

高齢者……介護高齢係（1階 ⑥番窓口）☎：52-9062（直通）

にお願ひします。

◆ 「平成29年度三股町就学援助希望者」の申請を受け付けます

町教育委員会では経済的理由で就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費や給食費、修学旅行費などの援助を行っています。

平成29年度の申請受付内容は、次のとおりです。



■ 援助を受けられる人

生活保護受給者に準ずる程度に困窮している人

■ 申込方法

- ・ 各小・中学校に用意してある申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、学校に提出してください。
 - ・ 児童生徒1人につき、1件の申し込みが必要です。
- ※平成29年度小学校入学予定児童は、入学予定の小学校へお申し込みください。

■ 必要書類

平成28年度所得課税証明書（世帯用）または平成27年分源泉徴収票など、同居している人全員の総所得が分かるもの。

※必要に応じて、その他の書類（賃貸契約書・車検証等）を提出していただく場合があります。

■ 認定審査の方法

提出された書類の内容と学校長などの意見を参考にしながら、教育委員会で審査・認定を行います。

■ 申込締切日

各小・中学校にお問い合わせください。



※お問い合わせは、 教育課 学校教育係
☎：52-9314（直通）をお願いします。

◆ 「都市再生整備計画事業（東西三股地区）」の事後評価原案を公表します

町では、平成24年度から「都市再生整備計画事業」で、中心市街地の賑わいの再生などを目標としたまちづくりに取り組んでいます。

本年度は、その最終年度のため、事業の成果を検証し、数値目標の達成状況の確認などを行っているところであり、事業の事後評価の原案を作成しましたので公表します。なお、原案は次のとおり閲覧できます。

■ 閲覧期間：11月15日（火）～11月29日（火）

午前8時30分から午後5時まで

（土曜・日曜日、祝日を除く）

■ 閲覧場所：企画政策課

※町の公式サイトでも見るすることができます。



※お問い合わせは、

企画政策課 地域政策係（2階 ⑦番窓口）

☎：52-1114（直通）をお願いします。

◆ 町内の事業主の皆さんを特別徴収義務者に 一斉指定します



町では、個人住民税を給与から天引きして納入する特別徴収を推進するため、町内全ての事業主を特別徴収義務者に指定します。これにより、全ての従業員に対して、特別徴収を行う義務が発生します。事業主と従業員の皆さんの理解と協力をお願いします。

■ 個人住民税の特別徴収

個人住民税の特別徴収とは、事業主が、従業員に毎月支払う給与から個人住民税を天引きして、納入する制度で、地方税法および市町村の条例で定められています。

■ 特別徴収による納税の仕組み

毎年5月末までに事業主宛てに「特別徴収税額決定通知書」を送付します。その税額を毎月の給与から天引きし、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町村へ納付してください。

※税額は、前年の所得などをもとに各市町村が算出します。

■ 特別徴収のメリット

- 毎月の給与から天引きされるため、納め忘れがありません。
- 納期ごとに金融機関などに支払いに出向く手間を省くことができます。
- 1年分の税額を年12回に分けるため、1回当たりの負担が少なくなります。

■ よくある質問

- Q：従業員は家族だけなので、特別徴収はしなくてもいいですか。
A：家族であっても特別徴収を行う必要があります。ただし、常時2人以下の家事使用人のみに給与を支払う場合は必要ありません。
- Q：パートやアルバイトであっても特別徴収しなければなりませんか。
A：パート、アルバイト、役員など全ての従業員から特別徴収する必要があります。
- Q：従業員が少ない事業所でも特別徴収しなければなりませんか。
A：従業員数にかかわらず、特別徴収の義務があります。ただし、従業員が常時10人未満の場合は、市町村に申請し承認を受けることで年12回の納期を年2回にする制度（「納期の特例」）を利用できます。

※お問い合わせは、税務財政課 住民税係（1階 ⑤番窓口）
☎：52-9638（直通）をお願いします。

◆ 冠婚葬祭互助会の積み立てに関するトラブルに ご注意ください

【例】冠婚葬祭互助会に毎月積み立てをしていたが、満期になりお金が必要な事情ができたので積み立てた分の金額を解約しようとしたら、「解約手数料を差し引いた金額しか戻らない」と言われた。契約書の控えは手元にあるが、字が小さくて読んでいない。訪問販売で契約したが、勧誘のとき、解約手数料の説明を受けた覚えはない。



トラブルに遭わないためのポイント

- ☆冠婚葬祭互助会とは、掛け金を一定期間にわたって毎月支払い、貯まった金額を結婚式や葬儀のサービス費用の一部に充当して負担を軽くするための仕組みです。
- ☆預金と違い利息は付きません。また、サービスを利用せずに解約する場合には解約手数料が差し引かれます。積み立てをした金額より少ない金額しか返金されないので注意が必要です。
- ☆契約する際は、結婚式や葬儀のサービスを利用するかをよく見極めるとともに契約内容を正しく理解しましょう。

おかしいな、困ったなと思ったら、一人で悩まず相談を！

※お問い合わせは、町福祉・消費生活相談センター
☎：52-0999 をお願いします。



⑤ 保健と福祉（子ども）

◆ 保育園などの入園受付が始まります

入園希望者は、新規・継続にかかわらず各施設へ早めにお問い合わせください。
退園・転園希望者も早めに各施設または福祉課へお知らせください。
現在入園している児童は、別途施設を通じて案内します。
申し込みは、次の要領で行ってください。

■ 申込書類配布日・場所

- ・配布日：12月1日（木）から申込書を配布します。
- ・場所：希望する認定こども園・保育園・幼稚園

※施設が児童数を把握する必要があるため、書類の受け取りや提出は、必ず希望する施設でお願いします。

※1号認定の申し込みは、園での内定後に申込書の提出をお願いします。

※1号と2号の併願の場合は、2号認定での受け付けとなります。

■ 受付期間

12月1日（木）から12月22日（木）まで

※受付期間以降も受け付けますが、期間内に必要書類を提出した人を優先します。

■ 提出書類

【新規入園者】

- 支給認定申請書兼入園申込書（児童1人につき1部）
- 就労証明書（2・3号認定を申請する人）

【継続利用者】

- 現況届（児童1人につき1部）
- 就労証明書（2・3号認定を申請する人）

追加書類が必要な世帯

①平成28年1月2日以降に町内に転入した世帯（新規利用者のみ）

- 平成28年度所得課税証明書（両親分）・・・平成28年1月1日現在、住民票があった市町村からお取り寄せください。

②ひとり親世帯・・・児童扶養手当を受給しておらず、母子・父子家庭医療費受給資格者証をお持ちでない人（新規・継続利用者全員）

- 戸籍謄本
※その他書類の提出が必要になる場合もあります。
※必要書類の提出がない場合は、入園できませんのでご注意ください。
※定員の関係上、第1希望に入園できない場合もあります。
※町外の保育園、認定こども園（2、3号認定）は、新規の入園に制限があります。

■ マイナンバーの記入が必要です

マイナンバー制度が始まり、入園申込書に個人番号（マイナンバー）の記入が必要になります。記入が必要な人は、新規入園希望児童およびその保護者と配偶者、同居家族です。

また、書類提出の際は世帯全員の個人番号カードまたは通知カードをお持ちください。なお、保護者のみ顔写真付き証明書も必要になります。

■ 面接

対象者：2・3号認定の新規申込者（ただし、兄弟が入園している場合は除く）
および2・3号認定の転園希望者。その他、書類に不備がある人。

場所：町役場4階第2会議室

時間：午後3時30分～6時

持ち物：印かん

日程	施設名
1月23日（月）	こぼと保育園・りんどう保育園
1月24日（火）	すみれ保育園・わかば保育園・ひまわり保育園
1月25日（水）	三股中央保育園・みどり保育園・稗田保育園
1月26日（木）	ひかりの森こども園・くるみ保育園 たでいけ認定こども園
1月27日（金）	第一幼稚園・みまた幼稚園・エーデルワイス幼保園 2・3号認定の継続希望者のうち転入予定者

※面接日に来られない場合は、1月30日（月）以降に福祉課へお越しください。

■ 認定区分

認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	保育園・認定こども園
3号認定	3歳未満	あり	保育標準時間 保育短時間	保育園・認定こども園

※お問い合わせは、福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）

☎：52-9060（直通）をお願いします。

【訂正】

11月1日号回覧で、「面接のとき、世帯全員の個人番号カードまたは通知カードおよび顔写真付き証明書（保護者のみ）が必要」とお知らせしましたが、「入園申込書提出のとき」に変更となりました。お間違えのないようお願いします。

⑥ 保健と福祉（一般）

◆ 「潜在介護福祉士復職支援セミナー」の受講者を募集します

都城コアカレッジでは、「宮崎県潜在介護福祉士再研修事業」の受講生を募集します。今回は、3回に分けて潜在介護福祉士復職支援のための講習を行います。

講習名	潜在介護福祉士復職支援セミナー	
研修詳細	開催日時	内 容
	12月12日 (月)	・介護人材の必要性と雇用状況について ・介護過程の目的・意識 ・介護過程（講義および演習）
	12月13日 (火)	・介護技術（演習）
	12月14日 (水)	・緊急時の対応（AED演習を含む） ・コミュニケーション技術 ・就労等ガイダンス
開催場所	都城コアカレッジ（都城市吉尾町77番8）	
対象者	・介護福祉士の資格取得者で離職中の人 ・介護福祉士の資格取得者で就業経験が浅い人	
受講料	無料（受講料、テキスト代）	
締切日	12月5日（月） ただし、定員に達し次第締め切ります。	
募集人員	15人	

■ 申込方法

申込書に必要事項をご記入のうえ、持参、ファクス、郵送のいずれかの方法でお申し込みください。申込書は、同学園または町役場福祉課の窓口にあります。

※お問い合わせは、

学校法人都城コア学園 都城コアカレッジ
〒885-0006 都城市吉尾町77番8
☎：38-4811、ファクス：38-4810
<http://mcc.core.ac.jp> をお願いします。



◆ 「障がい児者連絡協議会 福祉講演会」を開催します

障がい児者連絡協議会では、12月3日～9日の障害者週間にちなみ、ハンディのある人やその家族にやさしいまちづくりや社会参加の促進に関することを達成するために講演会を実施します。

主 旨	「障害者週間」は、平成16年6月の障害者基本法の改正で、国民の間に広く障害者の福祉への関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして設定したものです。	
日 時	12月11日 (日)	講 演：午前10時～正午まで 茶話会：午後1時～3時まで
場 所	総合福祉センター「元気の杜」	
内 容	講 演	「障がいと家族への理解 —親の想い—」 講師 子どもと家族・関係者の集まり ポン太クラブ 会長 外山 明美（とやま あけみ）さん
	茶 話 会	集まった人たちと、お茶を飲みながら、ゆっくりおしゃべりします。
対 象 者	講 演 会	誰でも参加できます。
	茶 話 会	障害児・者の保護者

※お問い合わせは、

障がい児者連絡協議会事務局
（三股町樺山3902-2
総合福祉センター「元気の杜」社会福祉協議会内）
☎：57-7337 をお願いします。



⑦ 保健と福祉（高齢者）

◆ 「ギャンブル依存症者の家族のつどい」を実施します

ギャンブル依存症は心の病気です。ギャンブルで、経済的・社会的・精神的な問題を生じているにも関わらず、やめることができない状態です。この時、家族もギャンブルの問題に巻き込まれ、悩み苦しむ、借金の返済に追われ、日常生活が破綻します。

「ギャンブル依存症者の家族のつどい」では、ギャンブル問題を抱える家族が、悩み苦しみを分かち合い、勇気と元気をもらうためにグループミーティングを行っています。

下記の日程で開催していますので、どうぞ気軽にご参加ください。事前予約は不要ですので、当日、会場までお越しください。

対象者	県内在住で、ギャンブル問題を抱える家族
内容	家族ミーティングや情報交換
場所	県総合保健センター 4階 団体交流室 (〒880-0032 宮崎市霧島1-1-2)
日時	開催日：12月6日(火)、1月10日(火)、 2月7日(火) 午後1時30分～3時30分 ※毎月第1火曜日に開催しています ※この「つどい」で他の家族から聞いたことは、秘密厳守をお願いします

ギャンブル依存症者の家族・友人のための自助グループ「ギヤマノン」でもミーティングが行われています。詳しくはお問い合わせください。

※お問い合わせは、

県精神保健福祉センター（県総合保健センター 4階）

〒880-0032

宮崎市霧島1-1-2

☎：0985-27-5663

ファクス：0985-27-5276 にお願ひします。



◆ 高齢者のインフルエンザ予防接種費用を助成します

ワクチンを接種することで、インフルエンザに感染しても重症化を防止することが目的です。ワクチン接種後、インフルエンザに対する抵抗力がつくまで2週間ほどかかり、効果が持続する期間は5カ月とされています。

体調の良いときに予防接種を受けましょう。

項目	内容
接種対象者	町内に住所があり、次のいずれかに該当する人 ☆年齢と住所が確認できるものを持っていきましょう。 ①65歳以上の人（接種日現在） ②60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓、または呼吸器の機能不全で、日常生活活動が制限される程度の障害がある人、およびヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活が不可能な程度の障害がある人
接種期間	12月31日(土)まで
接種回数	実施期間内に1人1回
接種場所	町および都城市の指定医療機関は次のページの表のとおりです。または、かかりつけ医にご相談ください。 (予約が必要な場合がありますのでご確認ください)
接種料金(個人負担額)	1人1回・・・1,400円(町が2,800円負担) ※個人負担額は昨年度の金額と同じです ※診察のみで、接種できなかった人の負担はありません

◎接種費助成

生活保護世帯は、無料で接種できます。【接種日当日65歳以上の人】
(町福祉課社会福祉係で証明書をもってください)

◎医療機関へは、健康手帳を持って行きましょう

接種したら接種済証は必ず保管しておきましょう。

※お問い合わせは、健康管理センター

☎：52-8481 にお願ひします。



《平成28年度インフルエンザ予防接種実施医療機関一覧表》

※予約必要

【期間:10月1日(土)から12月31日(土)まで】

	医療機関名	電話	所在地
1	一心外科医院	52-7788	三股町榊山
2	岩下耳鼻咽喉科	51-1187	三股町榊山
3	※ 江夏整形外科クリニック	51-1122	三股町宮村
4	坂田医院	51-2003	三股町蓼池
5	※ 大悟病院	52-5800	三股町長田
6	※ たけしたこども医院	51-0005	三股町榊山
7	田中隆内科	52-0301	三股町宮村
8	とまり内科外科胃腸科医院	52-1135	三股町稗田
9	長倉医院	52-2109	三股町榊山
10	畠中小児科医院	52-6000	三股町新馬場
11	みしま内科クリニック	51-8100	三股町榊山
12	山下医院	52-1348	三股町榊山
13	あきづき医院	36-0534	上水流町
14	あきと内科胃腸科	46-5500	都原町
15	有川呼吸器内科医院	24-6677	上川東
16	有馬医院	23-2610	上長飯町
17	安藤胃腸科外科医院	39-2226	豊満町
18	※ いき形成外科ひふ科クリニック	45-0020	年見町
19	池之上整形外科	23-2311	上川東
20	いづみ内科医院	22-7111	鷹尾
21	いわよし耳鼻咽喉科クリニック	36-5555	千町
22	宇宿医院	25-9031	栄町
23	鶴木循環器内科医院	26-0008	花繰町
24	※ おおくぼクリニック	26-1500	千町
25	大橋クリニック	37-0539	庄内町
26	柏村内科	22-2616	上町
27	※ 仮屋医院	36-0521	上水流町
28	仮屋外科胃腸科医院	25-7712	志比田町
29	川畑医院	46-3225	年見町
30	北原医院	22-4133	北原町
31	共立医院	22-0213	蔵原町
32	久保原田中医院	22-7700	久保原町
33	黒松病院	38-1120	金田町
34	※ 児玉小児科	25-5570	花繰町
35	※ 小牧病院	24-1212	立野町

	医療機関名	電話	所在地
36	坂元医院	22-0360	牟田町
37	※ 三州病院	22-0230	花繰町
38	しげひらクリニック	27-5555	神之日山町
39	庄内医院	37-0522	庄内町
40	※ 城南病院	23-2844	大王町
41	※ 城南クリニック	26-3662	大王町
42	※ 都城新生病院	22-0280	志比田町
43	瀬ノ口医院	25-5155	姫城町
44	瀬ノ口内科放射線科医院	25-7780	都原町
45	園田光正内科医院	38-5115	太郎坊町
46	※ たかお浜田医院	22-8818	鷹尾
47	※ たき心療内科クリニック	46-9191	若葉町
48	田口循環器科内科クリニック	24-0600	下川東
49	橋病院(入院患者のみ)	23-7236	中町
50	伊達クリニック	36-7088	牟田町
51	※ 武田産婦人科医院	22-0336	蔵原町
52	※ どいクリニック	22-1825	上東町
53	※ ひかりクリニック都城	26-1820	上長飯町
54	※ 戸嶋病院	22-1437	郡元
55	※ 都北鮫島クリニック	38-6060	都北町
56	富田医院	23-4586	栄町
57	※ 永田病院	23-2863	五十町
58	※ ながはま整形外科	46-7188	都北町
59	西浦病院	25-1119	広原町
60	野口脳神経外科	47-1800	太郎坊町
61	野辺医院	22-0153	上町
62	はしぐち小児科	24-5500	都原町
63	※ 花房泌尿器科医院	25-1177	北原町
64	はまだクリニック	45-2266	祝吉
65	早水公園クリニック	36-6117	早水町
66	※ 速見泌尿器科医院	24-8344	妻ヶ丘町
67	原田医院	26-3330	郡元町
68	福島外科胃腸科医院	38-1633	都北町
69	ふくしまクリニック	46-5001	下川東
70	藤元上町病院	23-4000	上町

	医療機関名	電話	所在地
71	※ 藤元総合病院	25-1313	早鈴町
72	※ 藤元病院	25-1315	早鈴町
73	ベテスダクリニック	22-1700	年見町
74	※ 豊栄クリニック	39-2525	下長飯町
75	※ 松山医院	24-1046	上川東
76	※ マドコロ外科医院	22-0138	小松原町
77	※ 丸田病院	23-7060	八幡町
78	三嶋内科	24-7171	鷹尾
79	都城フォレスト・クリニック脳神経外科	80-4313	下川東
80	※ 宮永病院	22-2015	松元町
81	宗正病院	22-4380	八幡町
82	村上循環器内科クリニック	25-2700	宮丸町
83	※ メディカルシティ東部病院	22-2240	立野町
84	※ もちお蛸原医院	21-5355	蓑原町
85	もりやま脳神経外科	21-6888	久保原町
86	森山内科・脳神経外科	21-5000	南鷹尾町
87	柳田クリニック	22-4862	東町
88	柳田病院	22-4850	東町
89	※ やの耳鼻咽喉科	27-5222	吉尾町
90	※ 山内小児科医院	22-0048	上町
91	ゆうクリニック	46-6100	広原町
92	横山病院(かかりつけ患者のみ)	22-2806	都島
93	※ よしかわクリニック	23-9384	前田町
94	※ 吉松病院	25-1500	蔵原町
95	※ 西岳診療所	33-1510	高野町
96	大岐医院	57-2025	山之口町
97	志々目医院	57-2004	山之口町
98	政所医院	58-2171	高城町
99	吉見病院	58-2335	高城町
100	吉見クリニック	58-5633	高城町
101	教山内科医院	62-1205	高崎町
102	佐々木医院	62-1103	高崎町
103	隅 病院	62-1100	高崎町
104	海老原内科	64-1211	山田町
105	山路医院	64-3133	山田町

⑧ 農林畜産業関連

◆ 12月の農業用廃プラスチック処理業務内容をお知らせします

使用済みプラスチックは、排出業者（農業者）の責任で、適正に処理することが義務付けられています。

☆12月の農業用廃プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日時	12月7日（第1水曜日）・12月21日（第3水曜日） ≪午後1時30分～3時30分≫ ★雨天時は中止になる場合があります。 ★上記日時以外は受け入れできません。ご注意ください。
場所	町最終処分場（グリーンヒルみまた）
搬入方法	土・くずなど異物を取り除き、 種類別・色別に分別 して20kg程度にひもなどで縛って搬入してください。
処理料金	塩化ビニル・・・1kg当たり 6円 ポリ系・・・1kg当たり 23円 硬質プラスチック類・・・1kg当たり 41円
注意事項	★処理料金は 現金支払い です。 ★ 印かん （認め印可）をお持ちください。



◆ 農業用廃ビニール処理量のポイント化による町商品券交換事業を実施しています

農家の皆さんへ

町農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会では、農業用廃プラスチック類（ビニールなど）の「再生処理利用」を目的とした排出処理をさらに促進するため、皆さんが処理した量をポイント化し、**累積したポイント数**に応じて「**三股町商工会オリジナル商品券**」に交換します。

農業用廃ビニールなどの不法焼却・不法投棄は法律で禁止されています。適正処理への認識を高めていただくとともに、この事業に積極的にご参加ください。

◎事業の対象者は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- ①農業を営み、町内に居住していること。
- ②処理日、場所や分別などを守ること。

※お問い合わせは、産業振興課 農業振興係（3階 ⑫番窓口）

☎：52-9086（直通）をお願いします。



◆ 畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

海外では口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの発生事例が引き続き報告されています。伝染病に対する防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《次のことを守りましょう》

①長靴の履き替え

農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎましょう。

②踏み込み消毒槽の設置と点検

踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。

③農場訪問者の記録と立ち入り規制

農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。

④早期発見・早期通報

家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎：62-5151）に連絡しましょう。

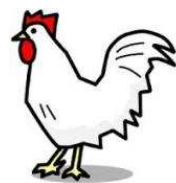
※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。

※お問い合わせは、産業振興課 畜産振興係（3階 ⑫番窓口）

☎：52-9088（直通）をお願いします。

屋外で鳥を飼育している人へ

◆ 高病原性鳥インフルエンザを予防しましょう



現在日本では、高病原性鳥インフルエンザの発生はありませんが、中国、台湾、北朝鮮など近隣諸国においては、散発的に発生しています。

本病のウイルスは、渡り鳥などの野鳥によって国内に持ち込まれる可能性が高く、その侵入ルートは複数存在する可能性があると言われている。依然としてウイルスが侵入する可能性は高いと考えられます。

渡り鳥の本格的な飛来シーズンを迎えるに当たり、病気の発生を防止するために次のことに気を付けて飼いましょう。

◎ 餌箱や水飲み場に、野鳥を近づけないようにしましょう！

- ・ 餌箱や水飲み場は、飼育小屋の中に置く。
- ・ 野鳥の嫌いな光を反射するコンパクトディスク（CD）などを飼育小屋の周りに付ける。
- ・ 飼育小屋の金網などの隙間や破れを防ぐ。

◎ 飼育小屋に出入りする時は、長靴の洗浄・消毒をしましょう！

◎ 湖や池などでの放し飼いはやめましょう！

◎ 鳥の世話をした後は、手洗い・うがいをしましょう！



※消毒薬が必要な人には、町役場で配布を行っています。

お願い

- 今、飼育している鳥は、動物愛護の観点から責任を持って飼いましょう。
(鳥を捨てる〔放置する〕と、法律により罰せられる場合があります)
- 続けて死亡した、首が曲がってきたなど、鳥に異常があるときは、以下の対応をお願いします。
 - ①すぐに家畜保健衛生所に連絡する。
 - ②飼育小屋から鳥・卵などを出さない。
- 死亡した野鳥を発見した場合は、農林振興局まで連絡してください。

※お問い合わせは、

産業振興課 畜産係 ☎：52-9088（直通）
 都城家畜保健衛生所 ☎：62-5151
 北諸県農林振興局 ☎：23-4523 をお願いします。

⑨ 相談

◆ 町福祉・消費生活相談センター「無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターでは、次の日程で弁護士による無料法律相談を計画しています。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	12月8日（木）
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町福祉・消費生活相談センター
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの金融、貸借、土地、家屋、相続、離婚に関わる法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。個人の秘密は固く守られます。
申込方法	<u>事前の予約が必要です</u> 。相談希望者は、必ず実施日の1週間前までに電話または同センターに直接お申し込みください。 ※申し込み多数の場合は、受け付けられないことがありますので、早めにお申し込みください。（定員5人）



※お申し込み・お問い合わせは

町福祉・消費生活相談センター
 ☎：52-0999 をお願いします。

◆ 「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いたうえで、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行い、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか。相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は固く守ります。

「行政相談」を次のとおり実施しますので、気軽にご相談ください。

期 日	12月5日(月)、12月19日(月)
時 間	午前10時～正午
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
相 談 委 員	下石年成、大村田三吉

※お問い合わせは、総務課 行政係（2階 ⑧番窓口）

☎：52-1112（直通）をお願いします。



◆ 「無料法律相談」を実施します



町社会福祉協議会では、毎月第3火曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	12月20日(火)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめ事など、法律上のさまざまな相談・悩み事に対して、司法書士が適切に回答します。
申し込み方法	相談は予約制です。人数に制限がありますので、相談希望者は早めに電話で申し込むか、直接来館してお申し込みください。秘密は固く守られます。

※お申し込み・お問い合わせは、町社会福祉協議会

☎：52-1246 をお願いします。

◆ 「ふれあい福祉相談」を実施しています

社会福祉協議会では、生活上の問題、結婚・離婚・金融上のもめ事や介護など、あらゆる相談を受け付けます。また電話での相談も行います。

- 相談日： 毎週月曜日・水曜日・金曜日
- 時 間： 午前9時～午後5時
- 場 所： 町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、町社会福祉協議会

☎：52-1246 をお願いします。

